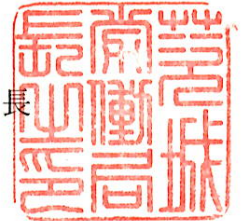




茨労発基 1221 第 1 号の 2  
令和 2 年 12 月 21 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則  
の一部を改正する省令の施行について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、既に令和 2 年 12 月 14 日付け基発 1214 第 2 号をもって、厚生労働省労働  
基準局長から各関係団体の長に対し別添 1 のとおり通知しているところです。

また、別添 2 のとおり、令和 2 年 12 月 21 日付け茨労発基 1221 第 1 号の 3 をもって、別  
記発注機関に対しても周知の協力を依頼したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣  
旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますよう改めて本職  
からもお願いいたします。

なお、改正趣旨、内容等の周知に御活用いただけるよう、リーフレットも併せてお送りい  
たします。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課

TEL : 029-224-6215 (直通)